

部外記

事務次官等会議案件 (昭和三十一年七月二十二日)

◎一般案件

日本学術会議会員 (九州大学教授) 北川敏男の海外出張について (総理府-本府)

欠席 官房長官
代理出席 建設

昭和三十一年度一般会計予備費使用 (四件) について (大蔵省)

件名外四件 (外務省、いんちん中共渡航関係 別紙目次のとおり)

◎政令

- 一、公職選挙法施行令の一部を改正する政令 (総理府-自治庁)
- 一、地方公共団体手数料令の一部を改正する政令 (同前)
- 一、東北興業株式会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (同一-経済企画庁)
- 一、河川審議会令 (建設省)
- 一、高速自動車国道法施行令 (同前)
- 一、道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令 (同前)

◎田中官房副長官の説明

1. 新政策の決意時期首相の遠見 臨時国会の見込

2. 早稲友好祭参加の国策公務員の扱ひ (外務省から資料配布)

今後渡航については任命状者から
 勤務上からみても支障がない旨の書面を添付する等の方法を
 検討することとし、今回の件については、その特殊の経過からみれば、
 国家公務員法上の処分はせず、各府所及び訓令等を定めることと
 するよう一応閣議にもはかるようにしたい。

外務省から
第六回世界青年学生平和友好祭参加日本代表団の
編成内容

一 職業別内訳

公務員

教職員(地方)

郵便局

食糧事務所

営林局

税務署

衆議院議員秘書

分都道府県
国鉄
専売公社

専売公社

教員、学生

演劇、舞踊音楽等

団体役員

第六回世界青年学生平和友好祭参加日本代表団の
編成内容

三九一
名

一七四一一一四九

八名

二四
三五
二〇名

裏面白紙

計	前科者 (交通規則違反一、公職選挙 法違反一)	同シンパと認められる者	共産党員と認められる者	同友好祭参加日本代表中共産党関係者数	計	その他	療業	業員	農	商	医	社	会
三一名	二名	一名	一名	一五五名	一五五名	三名	四名	五名	八名	七名			

裏面白紙